

狭山市街頭防犯カメラの設置及び管理・運用に関する要綱

令和6年8月8日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共の場所における街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置及び管理・運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防犯カメラの設置場所等)

第2条 防犯カメラの設置場所は、別に定める。

2 防犯カメラの運用時間は、原則として終日とする。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの管理・運用に関し、管理責任者を置き、交通防犯課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの管理、運用等に関する事務を行う者（以下「事務従事者」という。）として、交通防犯課職員を指定することができる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者及び事務従事者は、防犯カメラの画像（以下「画像」という。）から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。管理責任者及び事務従事者でなくなった後も、同様とする。

2 管理責任者及び事務従事者以外の者は、画像を取り扱うことができない。

(防犯カメラの設置及び管理・運用にあたって留意すべき事項)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理・運用を適切に行うため、次に掲げる事項に留意し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラの設置目的に鑑み、私的な空間や不必要な画像が撮影されないように撮影対象区域を必要な範囲に限定するとともに、必要に応じて設置場所及び撮影対象区域を管理する者の許可を得ること。

(2) 防犯カメラの撮影対象区域内に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示すること。

(3) 防犯カメラの設置及び管理・運用を外部に委託する場合は、受託者にこの要綱に規定する事項を遵守させること。

(画像の利用等)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。

(1) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(2) 人の生命、身体、財産等の保護、その他の公共の利益のために、事件、事故、災害等の現場及び被害の状況等に係る情報について関係機関等に提供することが必要であると認められる場合

(3) 市長が必要と認める場合

(機器及び記録媒体の管理)

第7条 管理責任者及び事務従事者は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のため、次に掲げる事項に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 機器及び記録媒体は、定期的にその状況を点検すること。

(2) 記録媒体による画像保存期間は、14日以内とすること。ただし、前条各号に掲げる場合については、この限りでない。

(3) 前号に規定する保存期間が経過した画像は、上書き又は初期化により記録媒体から消去すること。

(4) 画像の加工、複製又は印刷をしないこと。ただし、前各号に掲げる場合であって、画像の加工等が必要と認めるときは、この限りでない。

(5) 管理責任者及び事務従事者は、記録媒体を廃棄する場合は、破砕、裁断等の処理をした上で廃棄すること。

(6) 映像抽出専用PCは、施錠可能な保管庫等で保管し、管理責任者又は事務従事者以外の者が、外部への持ち出しができないようにするとともに、ネットワーク回線及びネットワーク回線に接続した機器等を利用して画像データを取り扱う場合は、暗号化、パスワードの設定その他の外部への漏洩等を防ぐための必要な措置を講じること。

(7) 画像を提供する際は、提供記録簿を作成すること。

(苦情の処理)

第8条 防犯カメラに関する苦情があったときは、誠意をもって対応に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。